

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂



和泉市立信太小学校

目次

第1章 いじめ防止に関する基本的な方向

1. いじめの定義
2. 基本理念
3. いじめ防止のための組織
4. いじめ防止年間計画

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方
2. 通報、相談があったときの対処
3. 被害児童や保護者への支援
4. 加害児童への指導や保護者への助言
5. いじめが起きた集団への働きかけ
6. ネット上のいじめへの対応

第5章 重大事態への対処

1. 基本的な考え方
2. 重大事態への対応の流れ

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、家庭や地域での児童生徒の規範意識の養成をはじめ、地域協働によるいじめの防止等のための活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

しのだっ子会議

(2) 構成委員

校長、教頭、首席、生活指導担当、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

※上記以外にも必要な場合、他の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を招集する

(3) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの未然防止の指導方針策定
- ・生活指導や特別支援等の情報共有
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取り組みの有効性の検証
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) いじめ防止に向けた学校の体制

いじめ防止に向けた学校体制としては、「しのだっ子会議」が基幹となって基本方針や指導方針を策定します。その他にも、以下の組織を活用し、いじめ防止を行います。（図1）

また、学期に1回(年3回)検討会議を開催し、取組状況の把握と検証を行う。取組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、現在の状況など、PDCAサイクルを通して必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行います。

①「学年会」

同学年の学級担任と学年付き担当が学年の指導方針の確認や児童の情報交換を行う会議。
原則週1回行い、生活指導を含め、児童の気になる行動や様子を話し合いながら、対応に苦慮する場合などは、特別支援教育コーディネーターに相談し、しのだっ子会議で議案としてあげ、対応を協議します。

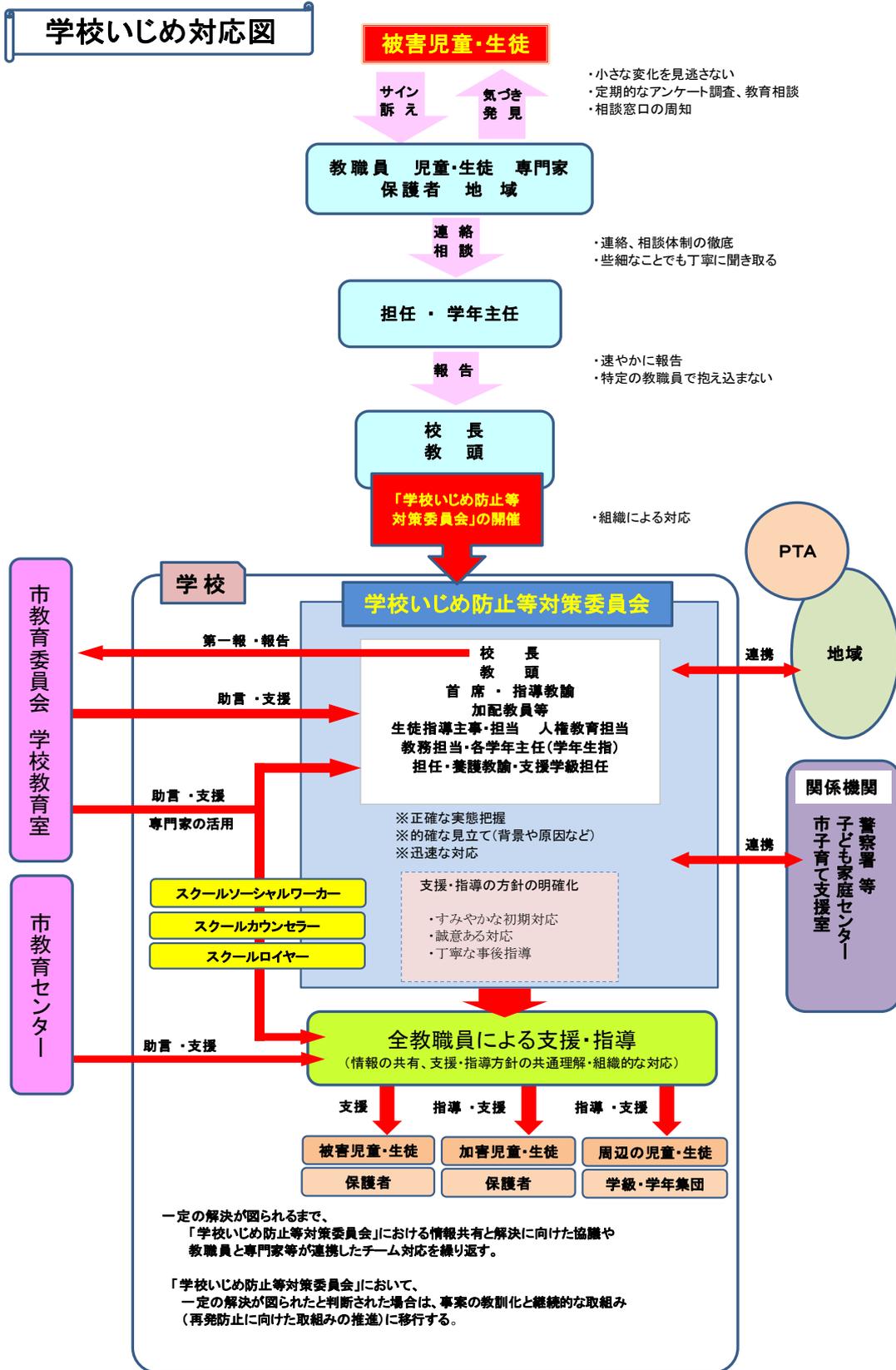
②「特別支援会議」

特別支援教育コーディネーターを中心に、支援学級担任が集まり、対応策を考える会議。
支援を要する児童への指導・支援に対する助言等を行う。全教職員で対応が必要であったり、問題が深刻になると考えられたりする場合は、しのだっ子会議に議案としてあげ、対応を協議します。

③「生活指導」

生活指導担当者が各学年から情報を収集し、全教職員で対応が必要であったり、問題が深刻になると考えられたりする場合は、しのだっ子会議に議案としてあげ、対応を協議します。

(図1)



4. いじめ防止年間計画

	各学級	学校全体
4月	家庭訪問	学級づくり研修 集団づくり学習会への参加 拡大しのだっ子会議
5月	家庭訪問	特別支援会議① しのだっ子会議①
6月	学校生活アンケートの実施① カウンセリング週間の実施①	アンケート集計 特別支援会議② しのだっ子会議②
7月	個人懇談会	特別支援会議③ しのだっ子会議③
8月	これまでの取り組み報告と今後の方針	学級づくり研修
9月		特別支援会議④ しのだっ子会議④
10月	学校生活アンケートの実施② カウンセリング週間の実施② 学級懇談会	アンケート集計 特別支援会議⑤ しのだっ子会議⑤
11月		特別支援会議⑥ しのだっ子会議⑥
12月	個人懇談会	特別支援会議⑦ しのだっ子会議⑦
1月	学校教育自己診断の実施 学校生活アンケートの実施③ カウンセリング週間の実施	特別支援会議⑧ しのだっ子会議⑧ 学校アンケート集計
2月		特別支援会議⑨ しのだっ子会議⑨
3月	1年間の取り組みの報告	特別支援会議⑩(総括) しのだっ子会議⑩

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

学校は、いじめがどの児童生徒にも起こりうることから、児童生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、クラス集団や自主活動の集団における信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを学校教育活動のすべてにおいて取り組んでいきます。

2. いじめ防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等を校内研修や職員会議等で周知します。また、児童に対して、朝礼や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要です。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、また幅広い社会体験・生活体験の機会を設けます。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、いじめのない集団を作るためにその発生要因を押さえ、それを改善することが必要です。そのために、「①児童の学級集団での生活・学習活動の満足感を高くする」「②子どもたちの間に親和的な人間関係を形成する」「③学級の中に、人と関わる・共に活動する時のルールをしっかりと確立する」ということが大切です。
- (4) 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努めます。その際、教職員・家庭・地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いが得られるようにします。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるようにします。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

学校は、いじめが他人の気が付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 日常的な観察としては、休み時間や放課後等の児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりします。また、学校生活アンケートを実施し、個人面談へとつなげていきます。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問や個人懇談会の機会を活用します。また、普段から家庭への電話連絡・家庭訪問も密に行い、情報を早く得るよう努力します。
- (3) 児童及び保護者が相談できる窓口として、複数の教職員による教育相談を開設しこれを広く周知するとともに、スクールカウンセラーの斡旋も行います。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめ(あるいは、いじめの可能性)の発見・通報が確認された場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会に報告し、学校長の責任において、いじめの解決に向けて組織的に対応を行います。学校は、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応にあたります。

2. 通報、相談があったときの対処

児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分け、教職員の共通理解を図ると共に、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めます。

レベルⅠ	ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口・暴言、攻撃的な言動、賭けごと、授業妨害、器物損壊、授業をさぼって校内でたむろ ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。
レベルⅢ	レベルⅡを繰り返す暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの）、喫煙、窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。
レベルⅣ	より重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求め、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等 ※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等 ※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合。

3. 被害児童や保護者への支援

まず、被害児童から事実関係の聴取を行うが、その際、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う必要があります。

家庭訪問等により、その日の内に迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員で当該児童の見守りを行います。

あわせて、被害児童にとって信頼できる人(親しい友だちや教職員、家族、地域の人たち等)と連携し、被害児童に寄り添い支える体制を作る。被害児童が安心して学校生活が送れるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導します。また、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察関係者などの外部専門家の協力を得るようにします。

いじめが解決したと思われる場合でも、事実確認のための聞き取りやアンケート等を継続して行い、判明した情報を適切に利用します。

4. 加害児童への指導や保護者への助言

加害とされる児童からも事実関係の聴取を行います。また迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、本校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると共に、保護者に対する継続的な助言を行います。

また、加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題にも目を向け、当該児童が安心・安全、健全な学校生活を過ごせるように配慮します。もちろん児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。

いじめの状況に応じて、加害児童には一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応します。また、教育上必要があると認める時は、適切に児童に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えるようにします。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させます。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

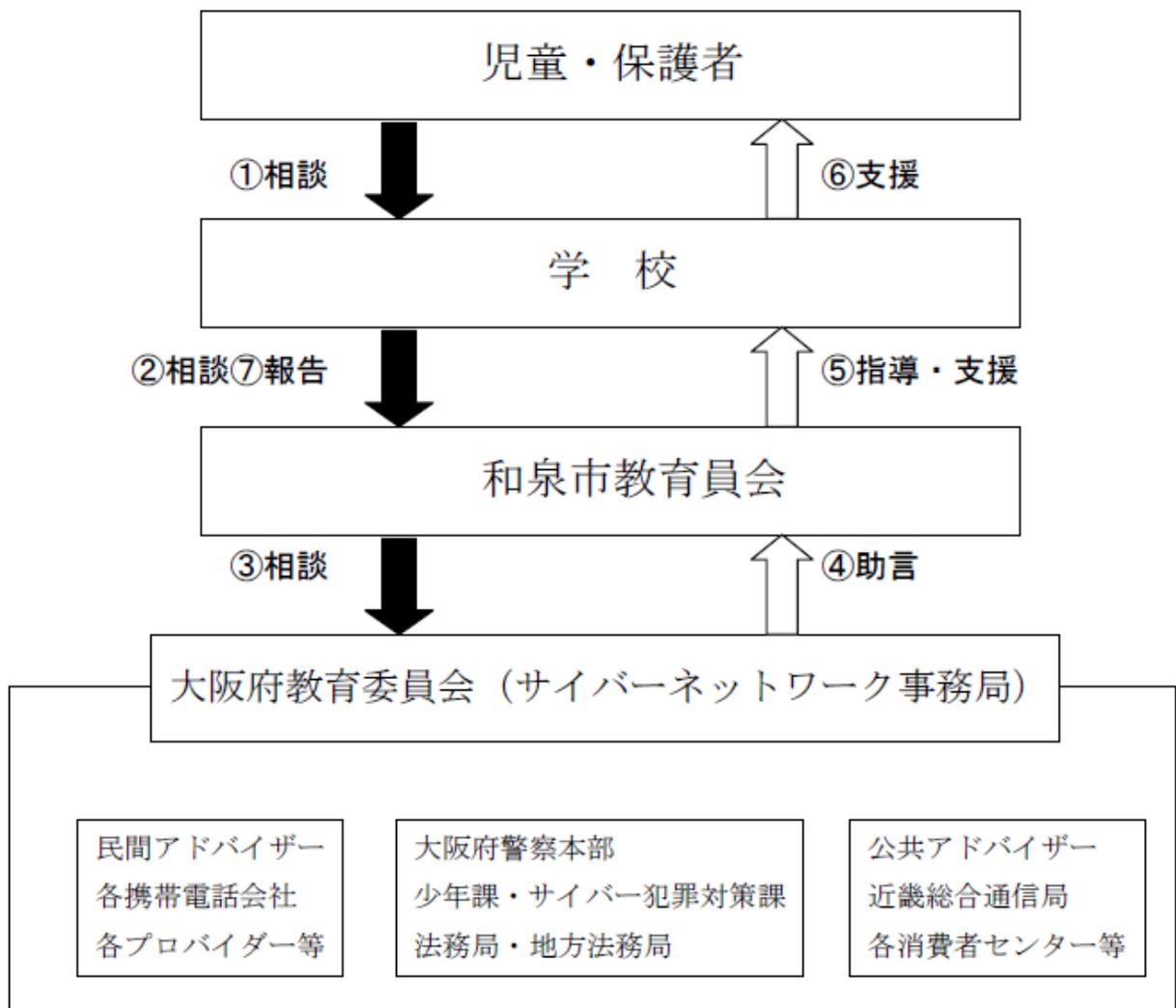
いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わらせるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきです。全ての児童が、集団

の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていくことが望まれます。

6. ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめ等については、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用します。

〈大阪の子どもを守るサイバーネットワーク内の流れ〉



このネットワークは、有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決のために、大阪府教育委員会・市町村教育委員会・大阪府警察本部等が連携し対応するネットワークです。

活用にあたっては、本校は和泉市教育委員会に相談し、相談を受けた市教委は大阪府教育委員会と連携し、事案の内容に応じて大阪府警察本部サイバー犯罪対策課に連絡し、学校につながります。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに和泉警察署に通報し、適切に援助を求めます。

ネット上のトラブルの早期発見のため、和泉市教育委員会との連携に努めます。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知します。

パスワード付きサイトやSNS、LINE、携帯電話のメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいものです。そのため、学校における情報モラル教育をICTサポーターと協力しながら進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。保護者、善意の第三者による情報提供に対して、常に注意をはらうようにします。

第5章 重大事態への対処

1. 基本的な考え方

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
 - (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

2. 重大事態への対応の流れ

(1) 重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行います。

(2) 総合教育会議の開催①

市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

(3) 調査の実施

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

・学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

・教育委員会が主体となって調査を行う場合

全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な事務局機能を担います。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。

(4) 調査結果の報告及び提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。

調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行います。

説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認

した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明します。

学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明します。

(5) 総合教育会議の開催②

市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。

再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

(6) 調査報告書の公表

調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表します。

(7) 市長による再調査等

(4)の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、再調査を行います。

再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

(8) 総合教育会議の開催③

市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。

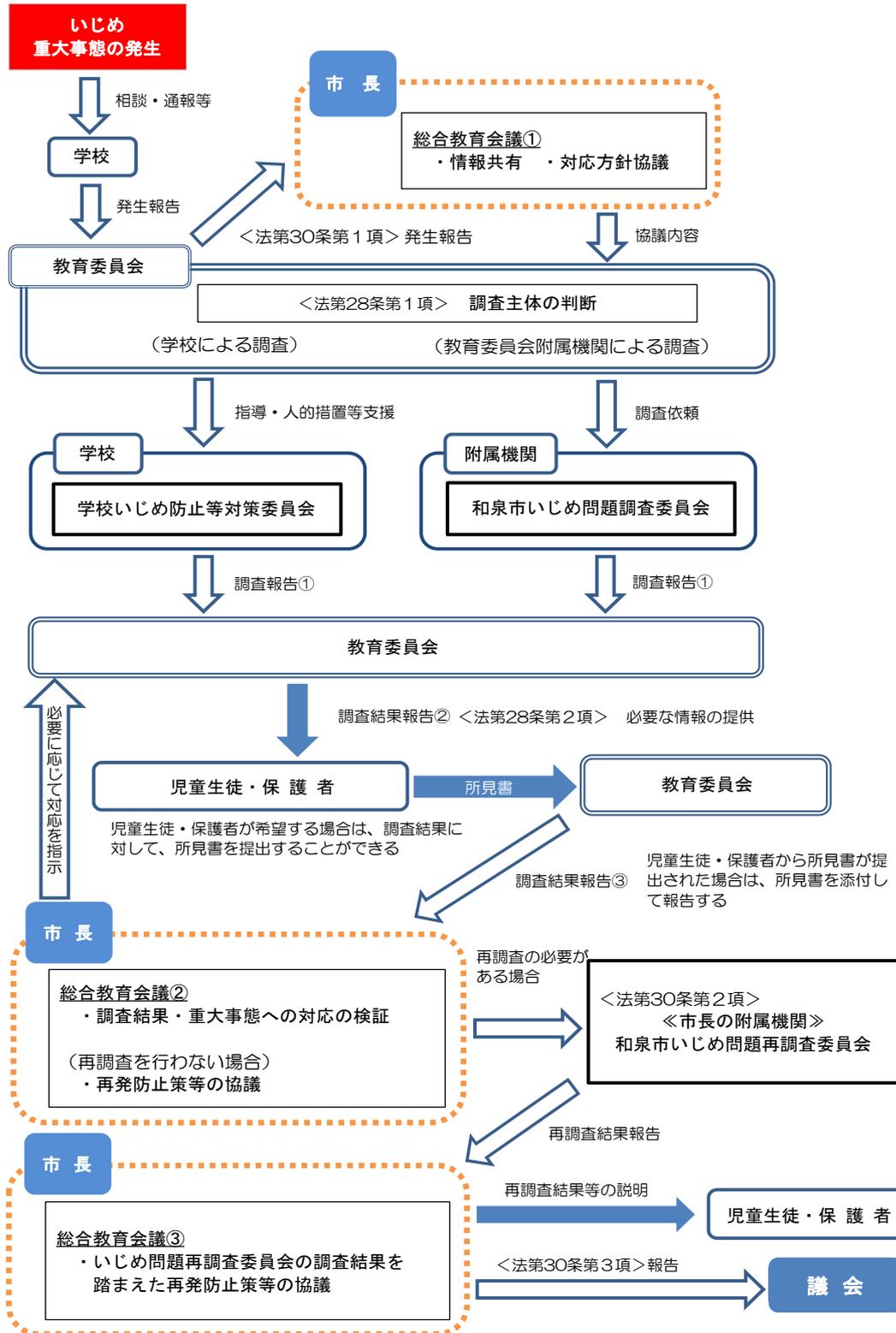
市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

(9) 議会への報告

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告します。

報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。

重大事態発生時の対応フロー

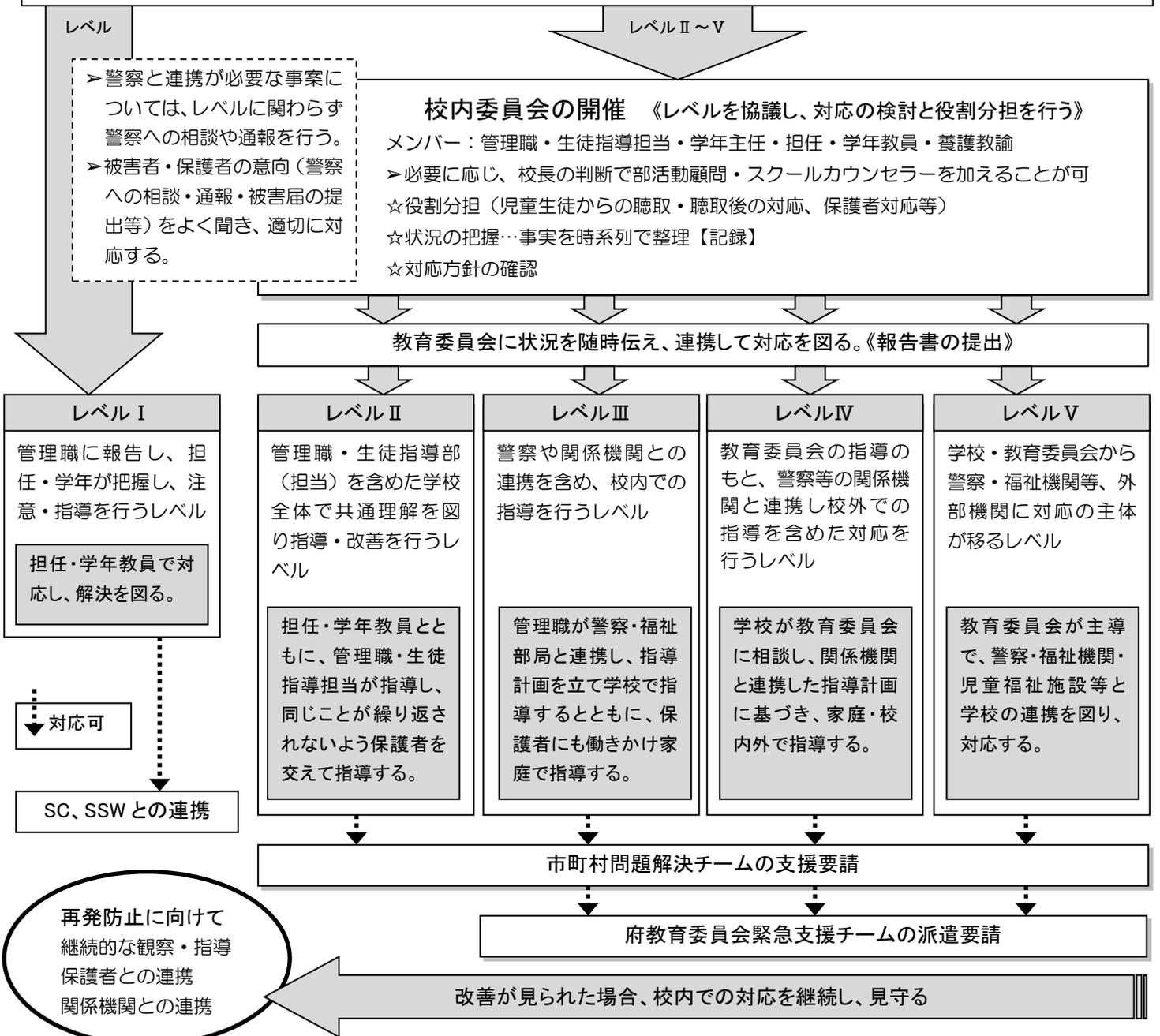


5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

H29.3 和泉市教育委員会 作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- ▶対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- ▶レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- ▶いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- ▶児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ-①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ-②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇賭けごと ◇授業妨害
- ◇器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
- ◇喫煙 ◇窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む（〇〇宣言、△△アピールなど）。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表明

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

(教職員用)

項目		チェック			
授業づくり	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
生活指導	生活指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童が人権を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
教職員の資質向上	教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	児童観察、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、学年主任・生活指導担当・人権教育担当・管理職に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害児童や情報を提供してくれた周囲の児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加し、情報共有するよう努めている	4	3	2	1

【マニュアル徹底のためのチェックリスト】

(教職員用)

チェック	内 容
	「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している。
	「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添っていじめを認知しようとしている。
	いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している。
	いじめ防止等のために行っている校内研修や OJT 等の内容を日常の指導に活かしている。
	日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている。
	子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも同僚職員や管理職等に報告している。
	少しでもいじめが疑われたら、学年主任・生活指導担当・人権教育担当・管理職に報告している。
	いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している。
	子どもに対し、いじめは絶対許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している。
	子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している。
	子どもや保護者に対し、授業、懇談会、各種通信などの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取り組みを伝えている。
	子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている。
	いじめに対する取り組み状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している。
	いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルについて見直し、必要に応じて見直している。

【教員用】いじめ対応セルフチェックシート

それぞれの項目について、「はい」と答えられれば、「✓」（している・できている）を入れてください。

「✓」の入らなかった項目については、自身で別添の資料で確認したり、学校全体で話し合ったりしてください。

<基本認識など>

- 1 いじめは重大な人権侵害であるという認識を持っている。
- 2 いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っている。
- 4 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
- 5 「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に相談している。
- 7 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 8 いじめにかかる研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。

<未然防止>

- 9 「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に子どもに発信している。
- 10 いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 11 コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 12 携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 13 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

<早期発見>

- 14 すべての子どもの気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 15 子どもの小さな変化や気になる言動をいじめではないかと考え、積極的に認知している。
- 16 子どもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 17 情報（アンケートの結果等）を他の教員等と共有し、適切に保管している。

<発生時の対応>

- 18 被害を受けている子どもの気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 19 いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、迅速に組織で対応している。
- 20 いじめの訴えから、事実の調査をする際、情報収集すべき内容（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのようなに等）を理解している。
- 21 聞き取りなどを行う際、子ども個別の事情やその場の状況等を配慮している。
- 22 いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 23 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

<重大事態への対応>

- 24 どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
- 25 いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。